

「ハンセン病の記録」要約

1 知事あいさつ (= 作成の目的等)

「らい予防法」等による施設入所施策が多くの患者の人権を制限・制約し、厳しい偏見・差別を生み、ハンセン病の方々が長期にわたる苦痛・苦難を受けてこられたことに対し、法に沿って業務を行ってきた愛知県としても心からお詫びする。

歴史を振り返り、同じ過ちを繰り返さないようにするために、この冊子を作成した。偏見差別のない愛知づくりを目指し、今後とも、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発活動を進める。

2 編集に参画して

本冊子の編集に当たって相談に応じていただいた国立ハンセン病療養所邑久光明園(おくこうみょうえん)牧野園長の寄稿

3 主な内容 (= 目次)

第1章 ハンセン病の正しい理解について

ハンセン病とは、差別された主な理由、何が誤っていたか、今、ハンセン病療養所は、について説明。

第2章 ハンセン病と愛知県の関わりについて

戦前、戦後、「らい予防法の廃止に関する法律」以降にわけ、愛知県が行ってきた施策等を紹介。

戦前

明治40年にハンセン病についての最初の法律が公布され、浮浪患者を療養所へ収容することが始まったこと。

昭和6年には「癩予防法」が法律第58号として公布されたが、隔離の対象を浮浪者からすべてのハンセン病患者を療養所へ収容するという隔離施策の強化にあったこと。

この後、本県がハンセン病患者を全て療養所へ収容するという「無癩県運動」を進めたが、「日中戦争の始まった昭和11年頃からこの運動の様相が変化し、全国的に強制収容が徹底・強化されるようになった」こと。

戦後

ハンセン病関係事務は、昭和22年11月に内政部衛生課から新設の衛生部予防課に移管されたこと。

昭和22年から25年にかけて、戦後の「無らい県運動」を展開したこと。

この隔離施策により「ハンセン病は、強い感染力を持った恐ろしい病気である」といった誤った考え方を一層大きくすることになったこと。

上記の「無らい県運動」のほか、次の取組みについて経過等の説明

- ・ 県議会議員の常任委員会委員等による療養所訪問
- ・ 県や藤楓協会が実施している施策・事業として、療養所への地元新聞等の送付、家族等への生活援護、外来診療、郷土訪問、専任の保健師の配置

「らい予防法の廃止に関する法律」以降

平成8年に「らい予防法」は廃止されたが、その内容は、療養所入所者への必要な療養の継続、福利の増進、社会復帰の支援等であること。

平成13年5月11日の熊本地裁「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟判決で国の絶対隔離施策の責任、国会での立法の不作為が認められたこと。

本県においても、判決確定後の6月から7月にかけて、健康福祉部の部長・理事等の幹部職員が知事の「謝罪メッセージ」をもって、愛知県出身者のみえる9療養所を訪問したこと。

7月9日には県議会においても、「これまでの反省と元患者に対する名誉回復、社会復帰に向けて全力で取り組む」ことを決議したこと。

平成15年4月には、知事が長島愛生園(ながしまあいせいえん)(岡山県)を訪問したこと。

第3章 ハンセン病と共に・偏見差別のない愛知を求めて

ハンセン病への偏見差別を取り除くために、ハンセン病を正しく理解するため各種の啓発を行ってきた。

しかし、まだ偏見差別が解消されているとはいえない。手記の中にも、今でも親や家族から会うことを拒否されている状況が記載されている。

ハンセン病を正しく理解するための活動を続けてきたが、特筆すべきは、療養所入所の方が、自ら学校や各地の集まりでお話をされ、交流される中で、安城学園高校生徒の手記に見られるように確実に偏見を取り除いていることである。

本県としても、ハンセン病回復者と共に、「偏見差別のない愛知」を築くため、ハンセン病を正しく理解する活動を一層進めていく考えである。

第4章 ハンセン病回復者の声

長島愛生園始め6療養所の11人のハンセン病療養所入所者の手記（聞き取りを含む）を掲載。

ハンセン病を発病するまでの生活、療養所へ収容されるまでの体験、療養所での生活、要望等

第5章 ハンセン病を見つめて

家族等関係者の手記（シンポジウムでの発言を含む）を掲載。

療養所入所者の家族、学校教諭（学園祭での企画を通じての交流）、元療養所長、元県地婦連会長、元県担当職員等

資料編

ハンセン病療養所における愛知県出身者の入所状況

愛知県の無らい県運動について

- ・ 愛知県の「無らい県運動」に関する新聞あるいは機関紙などの掲載記事、県の報告書などからの抜粋

本県の実施した援護施策等

民間の取組み（小笠原医師、地域婦人団体）

ハンセン病関係年表